医療費の加算に関するお知らせ

当診療所は、国が定めた診療報酬算定要件に従って、下記の加算を算定させて頂いております。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

ふれあい診療所
所長　吉田寛子

記

◆ 医療情報取得加算

当診療所は、マイナ保険証の利用を通じて、患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている事から算定しております。

患者様におかれましては、正確な情報を取得活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願い致します。

◆ 在宅医療情報連携加算

当診療所は、医療機関や介護サービス事業者様と、ＩＣＴツール（MCS）で連携体制をとっており、患者様の状況に応じて診療情報等の医療情報を共有していることから、算定しております。連携機関の詳細につきましては、当診療所ホームページ「診療所について」のページをご参照ください。

※「ICT」とは Information and Communication Technology（情報通信技術）の略語です。ICT の主な目的は、情報の法律的な収集処理、伝達を通じて、社会活動の生産性向上や利便性の向上を図ることです。

※「MCS」とは、Medical Care Station（メディカルケアステーション）の略語です。MCS は全国の医療介護の現場で利用されている地域包括ケア・多職種連携のためのコミュニケーションツールです。

◆ 一般名処方加算

当診療所は、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しており、後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。そのような場合は、一般名処方した品目数に応じて算定を行っております。患者様には、「一般名処方」によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなるというメリットが生じます。

※「一般名処方」とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬を提供できやすくなります。

※令和６年 10 月１日より後発品のある先発品(長期収載品)について、患者様自らが長期収載品を選択した場合に、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」として自己負担していただくことになります。

◆ 癌性疼痛緩和指導管理料

症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者様で、症状緩和を目的として、下記の３要件を充たす場合に、月１回 癌性疼痛指導管理料を算定いたします。

①副作用対策等を含めた計画的な治療管理を継続して行っている
②療養上必要な指導を行っている
③麻薬を処方している

◆医療 DX 推進体制整備加算

質の高い医療を提供するために、医療 DX に対応する下記の体制を確保していることから、算定しております。

・オンライン資格確認により取得した診療情報、薬剤情報を、実際の診療に活用可能な体制として整備している。

・電子カルテ情報共有サービスを導入予定である。

◆在宅医療ＤＸ情報活用加算

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システム、電子カルテ情報共有サービスによるオンライン資格確認により、在宅医療における診療計画の作成において取得された患者様の診療情報や薬剤情報を活用する体制を確保しながら在宅医療を提供しているため、算定しております。

以上